

議題第15号

県指定文化財の指定及び一部指定解除について

- 1 諮問先
宮崎県文化財保護審議会
- 2 諮問内容
 - (1) 有形文化財「さるかわせきしよ ごじょうぼんふた み け去川関所御定番二見家住宅」に係る県指定有形文化財の指定について
 - (2) 県指定史跡「下三財古墳群」のうち32号墳に係る指定解除について
- 3 指定の理由
別紙のとおり

※文化財保護審議会の期日
平成29年8月1日（予定）

【根拠】

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県にとって重要なものを宮崎県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 （略）

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、宮崎県文化財保護審議会（以下「県文化財保護審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 （略）

（解除）

第5条 県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3・4 （略）

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有

者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 (略)

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。